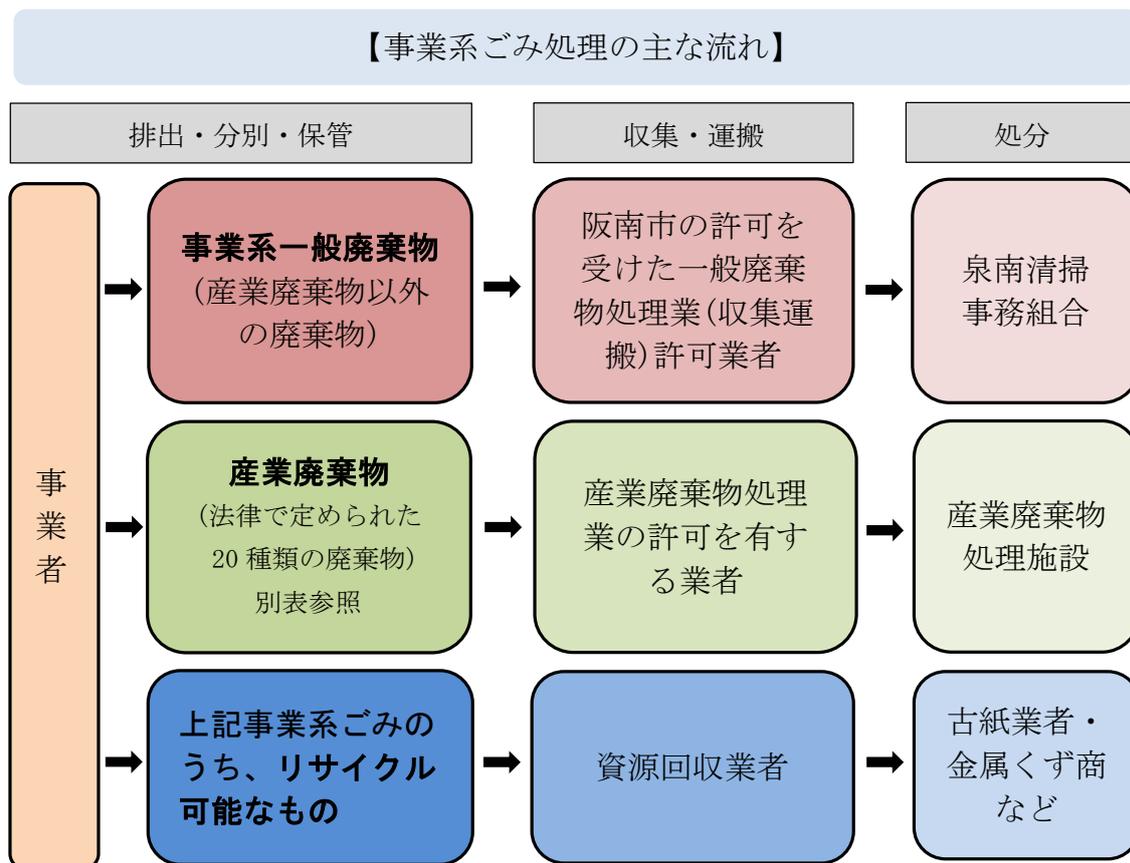


事業系ごみの適正処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）を自らの責任において適正に処理しなければならない。」また、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない」と定められています。

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生するすべてのごみのことをいい、「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」があります。事業系ごみは、ごみの種類に応じ適正な処理が必要です。



※事業者とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院や社会福祉施設など公共公益事業を営む者も含まれます。

○事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外の廃棄物)

(1) 自己搬入

自己搬入とは、事業活動に伴って発生した事業系一般廃棄物を自ら運搬し、指定されたごみ処理施設へ直接持込むことです。

① 搬入先

泉南清掃事務組合 阪南市尾崎町 532 番地 (電話：072-484-0581)

② 搬入時間

月曜日から土曜日 【午前の部】 8時30分から11時45分まで

【午後の部】 13時から16時まで

※日曜日・祝日(土曜日以外)・年末年始は搬入できません。

③ 搬入料金

40kg まで 400 円（以降 10kg 増すごとに 100 円追加）

④ 注意事項等

- ・事前に泉南清掃事務組合に許可申請が必要です。
- ・ごみの排出は、市の出し方を基準とし分別排出をしてください。
- ・透明または半透明の袋を使用してください。
- ・本市で発生したごみに限り、搬入することができます。

※詳しくは泉南清掃事務組合にお問い合わせください。

(2) 委託搬入

一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者に収集を委託する場合。

手続きや費用等の詳細については、下記の許可業者にお問い合わせください。

阪南市一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者（順不同）

| 業者名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|------------|--------------|
| ※有限会社 ホウザン環境 | 自然田 1126 | 072-473-0656 |
| ※株式会社 寿土建 | 下出 428-2 | 072-472-5700 |
| ※南府建設 株式会社 | 箱作 2344 | 072-476-5555 |
| ※泉州清掃 | 尾崎町 5-34-9 | 072-472-1309 |
| ※株式会社 ダストサービス | 樽井 9-2-5 | 072-484-5277 |
| 有限会社 クリーンスタッフ | 尾崎町 530-1 | 072-472-9800 |

※印は阪南環境事業協同組合（代表は有限会社ホウザン環境）

○産業廃棄物（法律で定められた 20 種類の廃棄物） 別表参照

産業廃棄物の収集運搬及び処理につきましては、大阪府ホームページなどでご確認ください。（※産業廃棄物の種類は別表をご覧ください）

産業廃棄物処理業名簿（大阪府ホームページより）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/gyousyameibo/>



○リサイクル可能なもの

事業系ごみの中には、再生利用が可能なものが数多くあります。分別してリサイクルを進めましょう。

お問い合わせ先
阪南市市民部資源対策課
所在地 阪南市尾崎町 532 番地
電話 072-483-5876